

一般社団法人日本音響家協会第 69 回理事会 議事録

1、開催日：2017年10月14日（木）～10月18日（月）

2、開催場所：電磁的方法による。

3、出席者

出席理事（理事数12名、定足数12名、出席者数12名）：八板富榮（議長）、深尾康史、高崎利成、丹羽功、網野岳俊、糸日谷智孝、加藤りな、金子彰宏、高橋裕道、坪田栄蔵、竹部健太、鷹栖了

出席監事：三好直樹

5、議事概要

電磁的方法なので全員出席となる。

6、審議事項

第一号議案 第68回理事会で議決した正会員昇進の新案に伴う定款細則の変更案別添案のとおり変更することを承認した。

この審議は、2017年10月18日をもって終了した。

上記の決議を明確にするため、代表理事と監事を記名し押印する。

2017年10月18日

代表理事（会長） 八 板 富 榮 印

代表理事（副会長） 深 尾 康 史 印

代表理事（副会長） 高 崎 利 成 印

代表理事（副会長） 丹 羽 功 印

監 事 三 好 直 樹 印

定款施行細則改定

○準会員昇格に関する改定

現行	改定
<p>(正会員への昇格)</p> <p>第 33 条 準会員が正会員に昇格するとき は、定款第 8 条第 3 項に定める レポート(以下、昇格レポート という)の提出又は本協会の技 能認定資格を取得して理事会の 昇格審査を受けなければならない。 い。</p>	<p>(正会員への昇格)</p> <p>第 33 条 定款第 8 条第 3 項に定める準会員 が正会員に昇格するための所定のレ ポート(以下、昇格レポートという)は 次のものとする。</p> <p>(1) 音響に関する題材であれば、書 式、内容、分量等は自由とする。</p> <p>(2) 本人の著作であって、すでに機 関紙又は同人誌、雑誌、書籍等 に掲載した論文等の写しの提出 により前項の昇格レポートに代 えることができる。</p> <p>2 入会后 7 年を経過した準会員は、本協 会への要望等を記した昇格申請書 を提出することで昇格レポートに 代えることができる。</p> <p>3 当協会が主管する音響技術者資格認定 制度の認定資格を取得している場 合は、昇格レポートを免除して昇 格審査を受けることができる。</p>
<p>(昇格審査)</p> <p>第 34 条 昇格審査は、原則として毎年 3 月期と 9 月期に開催する定時理 事会で行う。</p>	<p>(昇格レポートの提出先等)</p> <p>第 34 条 昇格レポートの提出先は、所属する 支部の連絡事務所とする。</p> <p>2 支部長は、受け付けた昇格レポートを 遅滞なく昇格審査担当理事に転送 するものとする。</p> <p>3 昇格審査担当理事は、取扱い基準に則 り遅滞なく処理するものとする。</p>
<p>(昇格レポート及び技能認定資格)</p> <p>第 35 条 昇格レポートは、音響に関する 題材であれば、書式、内容、分 量等は自由とする。</p> <p>2 本人の著作であって、すでに機 関紙又は同人誌、雑誌、書籍 等に掲載した論文等の写しの 提出により前項の昇格レポ ートに代えることができる。</p> <p>3 昇格レポートの提出を免除する 技能認定資格は、当協会が主 管する音響技術者資格認定制 度の認定資格のうちの何れか 一つとする。</p>	<p>(昇格審査)</p> <p>第 35 条 昇格審査は、定款第 3 8 条で開催す る理事会で行う。</p>

現行	改定
<p>(昇格レポートの提出先等)</p> <p>第 36 条 昇格レポートの提出先は、所属する支部の連絡事務所とする。</p> <p>2 支部長は、受け付けた昇格レポートを遅滞なく昇格審査担当理事に転送するものとする。</p> <p>3 昇格審査担当理事は、取扱い基準に則り遅滞なく処理するものとする。</p>	<p>第 36 条 削除</p>